

# 農地のQ & A

## 農地の一時転用

Q. 半年だけ農地を資材置場として貸してほしいと言われました。  
何か手続きが必要ですか。

A. 知事や農業委員会の許可・届出が必要です。

農地を埋め立てなどをせずに、建設資材等をそのまま置く場合や、仮設の事務所、表土仮置場などにする場合であっても、また、その期間が一時的なものであっても、許可や届出が必要になります。

農地の一時転用は、最長で3年までのうち、その工事に必要な最小限の期間・面積です。期間が終了した場合には、農地への復元完了した旨の報告書を提出していただきます。

無断転用には、農地の所有者を含め、工事業者、下請人など、違反転用者に厳しい措置がとられます。農地法上の罰則規定（個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金）があるほか、同法51条にもとづき、必要な場合は、農林

水産大臣または知事が事業の停止や農地への現状回復等を命令することがあります。

資材置場に貸してほしいと依頼を受けたときは、その土地が田、畑等農地である場合は、ご注意ください。

一時転用の許可手続きは、一般の申請・届出と同様の手続きが必要となります。また、許可が出るまでの日数も、一般の申請と同じ期間が必要になります。書類等に不備があれば、さらに許可までの期間が伸びますので、工事をされる前に十分に時間に余裕を持って申請してください。

一時転用の詳しい手続きについては、農業委員会にご相談ください。

問い合わせ先 福崎町農業委員会（産業課内・内線394）



農業委員会  
だより

## 中播都市計画下水道(福崎町決定)の変更に係る案の縦覧のお知らせ

中播都市計画下水道(福崎町決定)の変更について、都市計画法の規定にもとづき、案の縦覧を行います。

### 【縦覧の内容】

排水区域の拡大

福崎工業団地及び福崎企業団地ほか

下水管渠(汚水)の追加

福崎第2汚水幹線の追加

【縦覧期間】1月14日(金)~28日(金)

8:30~17:15(土・日曜日を除く)

【縦覧場所】役場まちづくり課

【意見の提出】本案に意見のある方(福崎町の住民及び利害関係人)は、上記の縦覧期間中に意見書を提出できます。

(中播都市計画下水道の変更について)  
福崎町長宛

【問い合わせ及び意見書提出先】

まちづくり課(内線335)

〒679-2280 福崎町南田原3116番地の1



## 下水道課からのお知らせ

### 排水設備工事は役場への申請が必要です!

公共下水道・農業集落排水・コミュニティプラントに接続する排水設備工事は、指定工事店でないとできません。工事は必ず指定工事店へお申し込みください。福崎町指定工事店については、下水道課にお問い合わせください。

また、新築の場合はもちろん、自宅を増改築・建替えする際に下水道管を改修する場合も、指定工事店での工事と役場への申請が必要です。

新築、増改築及び建替えなどで、排水設備工事の申請が未届けの場合は、ご連絡ください。

### 異物の流入でポンプ施設の停止が多発しています!

下水道を利用している家庭から排出される汚水の多くは、一時的にポンプ施設に流入し、その後処理施設へ運ばれています。最近、そのポンプ施設(福崎町全体:59基)に異物が流入し、異常停止するケースが多発しています。

特に、タオル、布、下着類、生理用品の流入がポンプ停止の原因になっています。これらについては、家庭用廃棄物として処理をしてください。

下水道はみなさんのものです。各家庭で正しい使い方を理解のうえ、下水道へ異物を流し込まないよう、十分注意してご利用ください。

### 下水道への接続をお願いします!

現在、未接続世帯への接続推進を行っています。供用開始されている区域のみなさんは、公共用水域の水質保全・生活環境改善のため、下水道への接続を進めていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 下水道課(内線311・312)



## 「あそびのひろば」

ドレミ 毎月第2木曜日 10:00～11:00  
 1月13日(木)・2月10日(木) 八千種研修センター  
 季節の歌をうたったり、音に合わせてリズム遊び、身体遊びなどを楽しめます。  
 ぐりとぐら 毎月第1木曜日 10:00～11:00  
 2月3日(木) 文化センター 2階 和室  
 わらべうた・絵本の読み聞かせ・パネルシアターなど、親子でいっしょに楽しめます。  
 (問い合わせ先：子育て学習センター)

## おしゃべりティータイム

“こどもdeつながるママ友のわ(輪・和・話)”

日時：2月15日(火) 10:00～11:30  
 場所：文化センター 1階 和室  
 おやつ：おはぎ、ほうじ茶  
 食物アレルギーのある方は  
 申込時にお知らせください。  
 おやつ代として1人50円が必要です。  
 申込締切：2月10日(木)までに子育て学習センターへ  
 同じ部屋で託児をします。おかあさん、お茶を  
 飲みながら、しばしリフレッシュしませんか？



## ～子育て学習講座～

“絵本の読み聞かせに生演奏”  
 「はらぺこあおむし」

日時 1月26日(水) 10:30～12:00 (受付10:15～)  
 場所 エルデホール メインホール  
 出演 NPO法人「音楽の家」  
 楽器が奏でる美しい音色は、聴く人のこころとからだを優しく包み込み、おだやかな気持ちにしてくれます。そんな温かいコンサートを親子で楽しみませんか？



## ちょっとひと休み！いっしょにおしゃべりしませんか？

「子どもへのかかわりって、こんなのがいいのかな...。」子育て中の方なら誰しも感じる事だと思います。そのような時に、ちょっと聞いてもらえる人や場があると、子育てがぐ～んと楽しくなりますよ。子どもといっしょに遊びながら、おしゃべりを楽しみませんか？

日時 1月25日(火) 10:00～11:30  
 場所 子育て支援センター  
 テーマ 「意欲のある子どもに」  
 ～「いやいや！」「自分で...。」こんな時、親はどうしますか？～  
 絵本の読み聞かせやわらべうた遊びもします。  
 個別相談員、スタッフもごいっしょします。  
 対象 1～2歳の子どもとその保護者  
 申込方法 子育て支援センターへ  
 定員 15組

## 親子ふれあい遊び&講演会『言葉の力』

～今、子育てに必要なこと～

大人も子どもも活字離れがすすみ、言語力やコミュニケーション能力が低下していると言われていた今、子育てに必要なことは...

講師の先生を囲んで「言葉の力」をテーマに、子育ての話だけではなく、絵本の読み聞かせやわらべうた遊びを親子でいっしょに楽しみませんか。子育てに奮闘中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご参加ください。

日時 2月8日(火) 10:00～11:30  
 場所 文化センター 小ホール  
 講師 大牧美江子さん  
 内容 「言葉の力」  
 わらべうた遊び・絵本の読み聞かせなど  
 対象 就学前の子どもとその保護者  
 申込方法 子育て支援センターへ

## ★地域支援活動「すきっぷひろば」

1月の予定

日程	実施場所	対象地区
1月14日(金)	庄公民館	余田・庄
1月17日(月)	南大貫公民館	南大貫・西大貫・東大貫
1月24日(月)	田尻公民館	田尻
1月28日(金)	鍛冶屋公民館	小倉・鍛冶屋

時間はいずれも10:00～11:00

対象地区以外の方も参加できます。

1月14日はミニディの利用者の方との交流も予定しています。平成22年度の地域支援活動「すきっぷひろば」は、1月で終了します。来年度もぜひご参加ください。

## 子育て学習センター (ともだちひろば)

開設日時  
 火・水・木・金曜日 9:00～15:00 } (祝日を除く)  
 第4土曜日 9:00～12:00 }  
 個別相談 毎月第3火曜日 10:00～14:00  
 1月18日(火)・2月15日(火)  
 相談員：木村才子さん

福崎町福田176-1(文化センター2階)  
 ☎22-7830 Fax22-2561

## 子育て支援センター (おひさまらんど)

開設日時  
 月曜日～金曜日 8:30～17:00 } (祝日を除く)  
 土曜日 8:30～12:30 }  
 個別相談 毎月第1火曜日 10:00～14:00  
 2月1日(火)  
 相談員：井手晴子さん

福崎町福崎新448-3(福崎幼稚園内)  
 ☎22-2308 Fax22-2313

子育て支援に関することはEメール ko-shien@town.fukusaki.hyogo.jp

## 平成23年度福崎町競争入札等 参加資格審査申請について(追加分)

福崎町が行う建設工事、測量・建設コンサルタント等業務または物品製造等の競争入札等に参加しようとする方は、あらかじめ競争入札等参加資格審査申請を行い、競争入札等参加資格を有する者の名簿(以下「名簿」という。)に登録されることが必要です。平成22・23年度分の当初申請をされている方は、今回の申請を行う必要はありません。

### 1. 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争入札等に参加しようとする方は

「平成22・23年度福崎町競争入札等参加資格審査申請書作成要領(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務)」にもとづき申請書を作成し、提出してください。なお、作成要領は、福崎町役場2階企画財政課または福崎町役場ホームページで入手できます。

福崎町役場ホームページアドレス

<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

### 2. 物品製造等の競争入札等に参加しようとする方は

「平成22・23年度福崎町競争入札等参加資格審査申請書作成要領(物品製造等)」にもとづき、申請書を作成し、提出してください。なお、作成要領は、福崎町役場1階出納室または福崎町役場ホームページで入手できます。

### 3. 受付期間

3月1日～3月31日 午前9時～午後4時

(土・日曜日、祝日を除く)

郵送による受付は、上記期間内必着のものに限ります。

### 4. 登録の有効期間

平成23年7月1日～平成24年6月30日の1年間

### 5. 提出場所

福崎町役場 企画財政課

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1

☎0790-22-0560(内線231・232) FAX 0790-23-0687

### 6. 問い合わせ先

(1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務については

企画財政課

(2) 物品製造等については

出納室

☎0790-22-0560(内線302)

FAX 0790-22-2919

野外センターだより

## カモの「えさ」をありがとうございました。

田口区のみなさんから「かわいいカモたちに」と心をこめた「えさ」をいただきました。

「えさ」を持参してくださった方は次のとおりです。(敬称略)

宮崎利康 松岡政行 尾崎芳寛



## 山小屋で堀ごたつをご利用ください

野外活動センターの山小屋に堀ごたつを設置しました。

冬の七種山は、いつもとちがった景色をみせてくれます。

野外活動センターでの活動、「なぐさの森」での散策、文化財・名勝巡りの際には、山小屋の堀りごたつでおくつろぎください。



(社会教育課)

## コイヘルペスウイルス病 まん延防止について

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、兵庫県内水面漁場管理委員会から次の指示がありました。ご注意ください。

- 県内の河川等からコイを持ち出して他の水域に放流することを禁止する。
- 県内の河川等にコイを放流するときは、PCR(ポリメラーゼ連鎖反応)検査等により、そのコイがコイヘルペスに感染していないことを確認すること。
- コイの生死を問わず、河川等へのコイの投棄を禁止する。

指示の期間 平成23年12月31日まで

(注) 指示に違反した場合は、漁業法にもとづいて罰せられることがあります。

コイヘルペスウイルスは、コイだけに感染するウイルスで、人体にはまったく影響がありません。

(産業課)

# ●●●● 税務署からのお知らせ ●●●●

## 平成22年分の確定申告等の申告会場・申告期間

申告区分	申告期間 (土・日・祝日を除く)	申告会場	相談時間
所得税	2月16日(水)~3月15日(火)	(2/1~3/15) 姫路労働会館 (3/16以降) 姫路税務署	9:00~17:00 なるべく16:00まで にお越しください。
消費税及び 地方消費税	3月31日(木)まで		
贈与税	2月1日(火)~3月15日(火)		

申告会場では、パソコンを利用した申告書の作成を推進しています。

2月1日(火)~3月15日(火)の間、姫路税務署庁舎内では申告相談を行いません。

申告書の受付、用紙の交付も姫路労働会館です。(なお、用紙については、国税庁ホームページから印刷することができます。<http://www.nta.go.jp>)

2月20日及び2月27日の日曜日に限り、姫路労働会館を開設し、申告書の受付も行います。各会場の駐車場は狭く大変混雑しますので、車でのご来場はご遠慮ください。

確定申告期限間際は、大変混雑することが予想されますので、申告は早めにお済ませください。

### 問い合わせ先

姫路税務署 ☎079-282-1135(代)

上記番号にかけていただくと自動音声によりご案内します。アナウンスに従い操作してください。

姫路労働会館では、電話での案内、相談及び取次ぎは行っていません。

## 自宅で確定申告書が作成できます

自宅のパソコンから、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用いただくと、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できます。作成した確定申告書等は印刷して税務署へ郵送等により提出することができるので、とても便利です。

作成した所得税の確定申告データを電子申告(e-Tax)を利用して送信すると

最高5,000円の税額控除を受けることができます。

医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票などの提出を省略することができます。

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。

詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

「イータックス」で検索してください。

## 住宅の耐震改修等の緊急促進事業

このたび、国の緊急総合経済対策における住宅の耐震改修の緊急促進策として、国が30万円/戸を緊急支援する制度が創設されました。

兵庫県では、現在実施している「わが家の耐震改修促進事業」の耐震改修工事費補助分に、定額30万円を上乗せする形で補助します。

この事業は平成22年度限りの事業です。3月までに採択の必要がありますので、住宅の耐震改修をご検討の方はお早めにお申し込みください。(受付予定件数に達し次第終了します。)

申込先 まちづくり課(内線336)

受付状況は、「ひょうご・わが家の耐震改修推進協議会ホームページ(<http://hyotai-kyo.web.fc2.com/>)」でご確認ください。

### 国の住宅耐震化緊急促進事業のイメージ

わが家の耐震改修促進事業 (耐震改修工事費補助)	わが家の耐震改修促進事業 (補助金額の加算)	所有者負担
対象費用の 1/4以内 (60万円限度)	対象費用の 1/4以内 (20万円限度)	住宅の耐震化緊急 促進事業 (定額30万円)

■ 改正部分

### 問い合わせ先

- ・ 県建築指導課 ☎078-362-4340
- ・ まちづくり課(内線336)